

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 殿

申請者 住所 愛知県名古屋市中区千代田三丁目 1 5 番 1 2 号
 氏名 合同会社 O T S
 代表社員 百目木 努

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項（第 11 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称	米沢市広幡町発電所 2	
	再生可能エネルギー発電設備の出力	1, 122. 03kW	
	事業区域の位置	山形県米沢市広幡町成島字山田二 2083 番乙 他 28 筆	
説明会の概要		① 稼働状況について ② 保守点検責任について	
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）への反映状況の概要	
	現在竣工しているパネルは稼働しているのか？静かなので気になっていました。	稼働しています。実際に音は距離が離れるほど減衰しますので、ほぼ無音となります。	
	工事中にもしも事業者が変わる場合、だれが管理するのか	保守点検責任者は合同会社 O T S となり、竣工まで責任を持って監理します。	
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）		
	条例第 4 条に規定する協議の結果を記載した書面		

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

別記

様式第1号

(第1面)

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考
再エネ 発電事業 実施予定者 に関する 事項	氏名又は名称		合同会社OTS
	代表者	役職	代表社員
		氏名	百目木 努
	役員	役職	
		氏名	
	役員	役職	
		氏名	
住所又は所在地		名古屋市中区千代田三丁目15番12号	
再生可能 エネルギー 発電事業 に関する 事項	再生可能エネルギー 発電事業の名称		米沢市広幡町発電所2
	再生可能エネルギー 発電事業の内容		太陽光発電事業
	再生可能エネルギー 発電設備の出力		1,122.03kW
	実施 時期	造成工事	2025年 2月10日～2025年 3月31日
		設置工事	2025年 4月 1日～2025年 5月31日
		発電期間	2025年 6月 1日～2045年 5月31日
		事業廃止	2045年 5月31日
事業 区域	位置	山形県米沢市広幡町成島字山田二2083番 乙 他28筆	
	面積	16,781㎡	
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

(第2面)

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置	山形県米沢市広幡町成島字山田二2083番乙 他28筆	
造成工事に関する事項	造成工事の内容	盛土及び排水整備工事
	切土又は盛土をする土地の面積	盛土面積：3,906.55㎡
	切土の土量	
	盛土の土量	2,643㎡
造成工事の期間	2025年 2月10日～2025年 3月31日	
造成工事の工程	盛土・整地	
造成工事の施工前と施工後の土地の形質の変更状況	田・畑から雑種地に変更	
工事施工者	住所又は所在地	大阪府寝屋川市宝町1-8
	氏名又は名称	有限会社アミューズホーム 取締役 吉田 憂也
	電話番号	072-813-0078

(第3面)

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備の構造	アルミ構造	
再生可能エネルギー発電設備の出力	1,122.03kW	
再生可能エネルギー発電設備の事業区域内の位置	米沢市広幡町成島字山田二2083番乙 他28筆	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の内容	基礎杭打設(16日)・パネル組立・フェンス設置(30日)・電気工事	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の期間	2025年4月1日～2025年5月31日	
再生可能エネルギー発電設備の設置工事の工程	基礎杭打設・パネル組立・フェンス設置・電気工事	
工事施工者	住所又は所在地	大阪府寝屋川市宝町1-8
	氏名又は名称	有限会社アミューズホーム 取締役 吉田 憂也
	電話番号	072-813-0078

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間	2025年6月1日～2045年5月31日(20年間)	
事業区域及び再生可能エネルギー発電設備の点検	点検の項目	別紙点検メニューのとおり
	点検の頻度	毎月 10日頃
	点検予定業者等	東北電気保安協会 米沢事業所
事業区域の管理者	合同会社O T S 代表社員 百目木 努	
緊急時の連絡先	052-228-7162	
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日	2045年5月31日	
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	解体会社及び産業廃棄物中間処理会社へ依頼し、産業廃棄物として処理することを予定していますが、国の動向を見ながら適切に対処していきます	
廃棄物の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検電器やテスト等にて、杵・架台や金属製金具等、作業者が触る可能性のある金属部位に電圧がかかっていないことを確認。 ・ ケーブルの取り外し等の作業においては、絶縁手袋・ゴム長靴の着用や太陽電池モジュールを遮光シートなどで覆う等して、感電を防止する。 ・ 太陽電池モジュールの固定用金具の取り外しにおいては、セル面には脚や手を掛けないようにすることで、セル面の破損や、転落などによるけがを防止。 	
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針	原状復旧	
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり	7,854,210円(税抜) 内訳: 7,000円/kW	
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	経済産業省施行の再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則により、外部積立を実施。	